



平成 29 年 3 月 31 日  
国空航第 11615 号

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部  
運航安全課長



「運航中の航空機に無人航空機が接近・衝突等した場合の当局への報告について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり一部改正したので、貴会傘下会員各位に周知願いたい。

別 添

運航中の航空機に無人航空機が接近・衝突等した場合の当局への報告について

平成 27 年 12 月 10 日の無人航空機に係る改正航空法の施行を踏まえ、航空機の航行の安全確保に資するため、運航中の航空機への無人航空機の接近等の事態が発生した場合には、下記のとおり速やかに当局あて報告いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 報告の対象

- (1) 運航中の航空機に、無人航空機が衝突した事態
- (2) 運航中の航空機に、無人航空機が接近し、衝突の恐れがあった事態
- (3) その他、無人航空機の飛行により、航空機の運航の安全に影響を及ぼす恐れがあると認められた事態

### 2. 報告の内容

- (1) 発生日時（日本標準時）及び場所
- (2) 有人機の運航者 及び その連絡先
- (3) 運航していた航空機の国籍・登録記号及び型式
- (4) 出発地、最初の着陸予定地 及び 便名
- (5) 搭乗者（機長の氏名、乗員・乗客数）
- (6) 相手側無人航空機の特徴（色・大きさ・ブレード枚数等）
- (7) 事態の概要（相手側無人航空機の挙動）
- (8) 備考（運航への影響その他参考となる事項）

### 3. 報告先

航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課又は空港事務所等  
（電話で一報の後、可能な限り電子メール又は FAX で送付願います）